

WTO ドーハ・ラウンドにおけるサービス貿易自由化交渉

高 澤 美 有 紀

- ① 我が国のサービス貿易（国境を越えたサービスの取引）は、輸出額、輸出全体に占める割合等から見ても、主要国より低い水準にある。世界貿易に占めるサービス貿易の割合は、2004年で約20%に過ぎないが、今後拡大するものと予想される。我が国には、サービス輸出を増加させる余地があり、この増加が日本経済に及ぼす影響も少なくないと考えられる。サービス貿易の自由化は、モノの貿易に比べて議論の歴史が浅いこともあり、多くの問題を抱えている。本稿では、WTO（世界貿易機関）及び地域貿易協定におけるサービス貿易自由化交渉と今後の課題について述べる。
- ② サービス貿易自由化に対する立場は、開発途上国と先進国とで異なっている。開発途上国は、専門的・技術的とはみなされない分野の労働者を中心とした人の移動の自由化を求めているほか、個別分野では、観光サービスの貿易自由化に関心がある。一方、先進国は、商業拠点設置の自由化への関心が高く、人の移動の自由は、専門的・技能的分野の労働者のみに限定したいと考えている。個別分野では、法律サービスなどの実務、流通、金融などへの関心が高い。
- ③ ウルグアイ・ラウンドで締結された GATS（サービス貿易に関する一般協定）は、サービス貿易自由化の枠組みを規定している。ドーハ・ラウンドでは、各国のサービス貿易自由化に関する約束表の改善を目指して交渉が行われてきたが、難航している。
- ④ 難航の原因は、サービス貿易自由化交渉が農業交渉の進捗に左右されてきたことや、開発途上国と先進国の利害対立だけではない。その他の原因として、第一に、サービス貿易に対する規制が重要な国内政策に関わっていること、第二に、サービス貿易の実態や障壁の把握が困難なこと、第三に、ポジティブ・リスト方式やリクエスト・オファー方式など自由化交渉の方式に内在する問題が挙げられる。
- ⑤ 地域貿易協定でも、サービス貿易自由化が進められており、GATS の約束のレベルを超えた自由化も見られる。しかし、地域貿易協定にも次のような問題がある。第一に、自由化が容易な分野のみ自由化され、国内の規制に対する影響は小さい。第二に、ルール策定があまり進んでいない。第三に、多国間交渉へのインセンティブを損なう可能性がある。したがって、多国間交渉で、サービス貿易の自由化を進めていくべきであると考えられる。
- ⑥ サービス貿易自由化交渉の課題は、透明性の向上や開発途上国支援、ルール策定など多岐にわたっている。我が国としては、何が最も国民の利益になるのかという視点から、開発途上国の支援、労働者受け入れの議論への貢献、サービス貿易自由化のメリットの明示等により、望ましい交渉結果を引き出すことが期待されている。

WTO ドーハ・ラウンドにおけるサービス貿易自由化交渉

高 澤 美 有 紀

目 次

はじめに	3	ドーハ・ラウンドにおける交渉
I サービス貿易自由化の意義	IV	地域貿易協定におけるサービス貿易自由化の 動向
1 サービス貿易の現状	1	GATS と地域貿易協定の比較
2 サービス貿易自由化の経済効果	2	多国間交渉か地域貿易協定か
II サービス貿易自由化に対する各国の立場	V	WTO におけるサービス貿易自由化交渉の課題
1 開発途上国の立場	1	透明性の向上
2 先進国の立場	2	開発途上国の支援
3 日本政府の方針と国内の意見	3	サービス貿易のルール策定
III WTO におけるサービス貿易自由化交渉	4	紛争解決機能に関連する問題
1 GATS の締結	おわりに	
2 金融・電気通信分野の交渉と合意		

はじめに

我が国のサービス貿易（国境を越えたサービスの取引⁽¹⁾）の輸出額は、主要先進国の中では、かなり低いレベルにとどまっている。サービス産業の比較優位性の分析⁽²⁾でも、我が国は、保険、コンピュータ、文化・娯楽サービスなどの分野で、米国、EU（欧州連合）を大幅に下回っている。サービスのアウトソーシングにおいて、米国、EU、主要開発途上国は、1995～2002年

に、輸出を伸ばしたのに対し、我が国は、輸出の伸びではマイナスであった⁽³⁾。これらのことから、我が国のサービス産業は拡大の余地があるといえる。また、サービス輸出が増加すると、日本経済にプラスの影響を及ぼすものと考えられる。

サービス貿易の自由化は、日本のサービス輸出拡大に寄与する可能性があるものの、WTO（世界貿易機関）交渉や地域貿易協定では、農業

インターネット情報は、すべて2006年10月18日現在のものである。

(1) 外務省経済局サービス貿易室編『1998年版 WTO サービス貿易一般協定－最新の動向と各国の約束－』（財）日本国際問題研究所，1998，p. iii.

(2) R. J. Langhammer, *Revealed Comparative Advantages in Service Trade of the USA, EU and Japan. What Do They Tell Us?*, p.10. <<http://opus.zbw-kiel.de/volltexte/2006/4005/>> 1989～2000年の、金融、保険、IT、通信、娯楽、特許ライセンスの各分野につき、米国、EU、日本の優位性を分析している。

(3) A. Mattoo and S. Wunsch-Vincent, "Pre-empting Protectionism in Services: the GATS and Outsourcing," *Journal of International Economic Law*, Vol.7, No.4 (Dec. 2004), p.769.

分野の交渉が優先される傾向にあった。また、サービス貿易の自由化交渉は、モノの貿易に比べて自由化の議論の歴史が浅いこともあり、多くの課題を抱えている。我が国は、これらの諸課題に取り組み、サービス貿易の自由化を進めていくことが期待されている。本稿では、WTOドーハ・ラウンドなどにおけるサービス貿易自由化交渉の現状と今後の課題について述べる。

I サービス貿易自由化の意義

1 サービス貿易の現状

(1) サービス貿易とは

GATS (General Agreement on Trade in Services: サービス貿易に関する一般協定) では、サービス貿易として、4つの供給形態(モード)を定義している。表1に挙げた、越境取引(モード1)、国外消費(モード2)、商業拠点(モード3)、人の移動(モード4)である。モード1は、

モノの貿易に類似しているが、モード2～4はサービス貿易に特徴的な供給形態である。WTOのサービス貿易分類リスト⁽⁴⁾によると、サービス分野は大きく12分野(実務⁽⁵⁾、通信、建設、流通、教育、環境、金融、健康、観光、娯楽、輸送、その他)に分類されている。この12分野が、さらに細分化されて全155業種となっている。ただ、技術革新や新産業の発達などにより、サービスの内容が複雑化しているため、この分類では現実のサービスを捕捉し切れず、改善方法が議論されている⁽⁶⁾。また、GATSの分類は、IMF(国際通貨基金)の国際収支統計の分類と一致していないため、GATSの分類項目を捕捉するための統計も整備中である⁽⁷⁾。

(2) 世界貿易に占める割合

世界貿易に占めるサービス貿易の割合は、2004年時点で約20%である。米国、英国、インドでは、サービス輸出が貿易輸出額全体の約30

表1 サービス供給の4つの供給形態(モード)

モード	内容	対応する統計	各モードの割合
モード1 越境取引	サービスの供給者・消費者は移動せず、サービスそのものが国境を越えて提供される。 例) 海外のコンサルタントへの電話相談。	国際収支統計(運輸、通信、保険、金融、特許使用料、その他サービスの一部。)	約35%
モード2 国外消費	海外旅行者による現地でのサービス消費。 例) 海外旅行中の治療	国際収支統計の旅行(旅行者が購入した財を除く。)外国港湾における、輸送手段の修理や輸送業者への補助サービスを含む。	約10-15%
モード3 商業拠点	サービスを提供する企業が海外に拠点を設置し、その拠点を通じたサービスの提供。 例) 海外支店を通じた金融サービス。	FATS統計(国連統計局、欧州委員会、IMF、OECD、UNCTAD、WTOが開発した、多国籍企業の海外子会社などの活動全般を表す統計。)国際収支統計の建設サービスの一部。	約50%
モード4 人の移動	個人が海外に移動してサービスを提供。 例) 外国人看護師による医療サービス。	国際収支統計(商業サービスの一部、及び労働関係フロー。)	約1-2%

(注) 各モードの割合は、サービス貿易全体に占めるおおよその目安である。

(出典) 山口英果「FATS統計-広義のサービス貿易に関する統計整備」『日本銀行ワーキングペーパーシリーズ』No.05-J-5, 2005.4, pp.3-5; 中本悟「サービス貿易とGATS体制」『季刊経済研究』28巻2号, 2005.9, pp.27-30; WTO, *World Trade Developments in 2004 and Prospects for 2005*. Geneva: WTO Publications, 2005, p.8.に基づき、作成。

(4) MTN.GNS/W/120, Services Sectoral Classification List, 10 Jul. 1991.

(5) 法律、会計、建築などの資格を要するサービスのほか、研究、各種賃貸、広告などのサービス。

(6) 岩田一政・服部哲也「第1章 WTOの再構築: サービス貿易自由化と日本の通商戦略」岩田一政編『日本の通商政策とWTO』(シリーズ: 現代経済研究21) 日本経済新聞社, 2003, pp.34-37.

(7) 山口英果「FATS統計-広義のサービス貿易に関する統計整備」『日本銀行ワーキングペーパーシリーズ』No. 05-J-5, 2005.4, pp.3-5; United Nations Statistics Division, Interagency Task Force on Statistics of International Trade in Services. <<http://unstats.un.org/unsd/tradeserv/taskforce.htm>>

%を占めており(表2参照)、その割合が今後高まることも予想される。一方、我が国の2004年のサービス輸出増加率は、約35%と大きい、サービスの輸出額は依然として主要先進国を下回ったままである。

(3) サービス貿易の自由化とは

サービス貿易では、表3に挙げるような市場アクセス規制や差別的規制などが、貿易障壁として問題となる。サービス貿易の自由化とは、これらの障壁を削減・撤廃することである。ただ、これらの障壁は各国の国内規制であるため、国ごとの政策決定権を侵害しないよう、GATS第6条は、「合理的、客観的かつ公平な態様」

で実施される国内規制は、市場アクセス規制や差別的規制には該当しないとしている(表3参照)。

GATSは、サービス貿易自由化の基本概念として、市場アクセス(第16条)や内国民待遇(第17条)などを規定している。市場アクセスでは、自国の約束表(「特定の約束に係る表」GATTの譲許表に対応するもので、加盟国が自由化の約束を記載した表)に別段の定めがない限り、数量制限や外資規制などの国内規制をとってはならないと規定している。内国民待遇では、国内外のサービスやサービス提供者を同様に扱うことを規定している。

表2 輸出におけるサービス貿易の割合

(単位:10億ドル)

	2002年			2003年				2004年			
	モノ・サービス	サービス	サービスの割合	モノ・サービス	サービス	サービスの割合	サービス増加率	モノ・サービス	サービス	サービスの割合	サービス増加率
世界全体	7,900	1,572	19.9%	9,220	1,798	19.5%	14.4%	11,140	2,128	19.1%	18.3%
米 国	958	273	28.5%	1,004	288	28.7%	5.5%	1,129	318	28.2%	10.5%
ド イ ツ	715	99	13.9%	866	115	13.3%	15.9%	1,044	134	12.8%	16.0%
フ ラ ン ス	392	86	21.9%	461	99	21.5%	15.5%	531	109	20.6%	10.4%
英 国	402	123	30.6%	450	143	31.8%	16.3%	521	172	33.0%	20.1%
日 本	460	65	14.1%	520	71	13.6%	9.0%	634	95	15.0%	34.5%
中 国	365	39	10.8%	485	47	9.6%	18.1%	655	62	9.5%	33.6%
ブラジル	69	9	12.8%	83	10	11.6%	9.0%	108	11	10.6%	18.9%
イ ン ド	74	23	31.7%	82	25	30.4%	6.3%	117	39	33.7%	58.2%

(出典) WTO, *International Trade Statistics*, 2003-2005各年版 <http://www.wto.org/english/res_e/statis_e/statis_e.htm> に基づき、作成。

表3 サービス貿易の障壁となる規制とGATS第6条で認められる規制の例

サービス貿易の障壁となる規制の例		GATS第6条が認める国内規制の例
国籍要件 ・業界団体の会員であることなど、国外のサービス提供者が満たすことが難しいような要件 ・国内のサービス提供者からサービスを受けることを要件とする ・国外のサービス提供者による投資や拠点設立を認めない	事業差別 ・不動産取得規制 ・ネットワークアクセス規制 ・業界団体へのアクセス規制 ・免許・許可規制 金融差別 ・高率課税 ・課税控除を認めないこと	・免許・許可手続 ・自国の資格を要件とすること ・自国の技術水準を満たすことを要件とすること ・資本要件などの健全性規制 ・自国の言語に関する能力を要件とすること ・自国のルールによる管理 ・事実上、国外のサービス提供者に対する障壁とならない規制
居住性要件 ・永住権、一定期間の居住経験などを要件とする	数量制限 ・サービス提供者の数量制限 ・サービス対象の数量制限	
事業要件 ・サービス提供に必要な資材の輸入や送金の制限 ・サービスの対価として支払うための外国為替の制限	差別的な事業要件 ・輸出量要件 ・現地調達率要件 ・技術移転義務	

(出典) P. Raworth, *Trade in Services: Global Regulation and the Impact on Key Service Sectors*, New York: Oceana Publications, 2005, pp.16-27. に基づき、作成。

2 サービス貿易自由化の経済効果

サービス貿易の自由化は、一般にプラスの経済効果があると考えられている。しかし、自由化の経済効果を試算することは容易ではない。第一の理由として、サービスはモノの貿易のように国境を越えて取引されるのみならず、サービスの提供者や消費者が移動先でサービスを提供・消費する場合もあり、把握が容易でないことが挙げられる。第二の理由として、サービス貿易の障壁は、各国内の複雑な規制に起因するため、関税のように数値的削減ができないこと、サービス貿易の自由化により起こりうる政策変更を定量化するデータが不足していることが挙げられる⁽⁸⁾。このため、サービス貿易の障壁を除去することによる世界の経済効果は、1,300億ドルとする試算⁽⁹⁾から、4,137億ドルに上るとするもの⁽¹⁰⁾までである。

個別のサービス分野の貿易自由化に関しても、分析が行われている。例えば、金融サービス分野を完全に自由化した場合、及び通信・金融の両サービスを完全に自由化した場合のそれぞれにおいて、前者は平均1%程度、後者は平均1.5%程度、自由化しなかった場合に比べ経済成長

率が高くなるという分析結果がある⁽¹¹⁾。「人の移動」の自由化では、先進国が短期の専門・技術的労働者及びそれ以外の単純労働者の受け入れ枠を3%拡大すると、全世界で1,560億ドルの経済効果が生じ、「人の移動」以外の規制を撤廃した場合(1,040億ドル)の1.5倍に上ると指摘されている⁽¹²⁾。しかし、自由化が形式的なものに過ぎず、実質的に制限があるような場合には、このような経済効果は得られないと考えられている⁽¹³⁾。

II サービス貿易自由化に対する各国の立場

サービス貿易に対する立場は、自由化に消極的な開発途上国と積極的な先進国の2つに大きく分けられる。以下、両者の立場と我が国政府の方針、日本国内の意見を紹介する。

1 開発途上国の立場

開発途上国は、サービス貿易の自由化には消極的である。開発途上国の中には、サービス貿易で比較優位に立っていない国が多く、これらの国々は、サービス貿易自由化の効果に対して

(8) S. Polaski, *Winners and Losers*, Washington DC: Carnegie Endowment for International Peace, 2006, p.20. <<http://www.carnegieendowment.org/files/Winners.Losers.final2.pdf>>

(9) Dee, P. and Hanslow, K. 2000, *Multilateral Liberalisation of Service Trade*, Productivity Commission Staff Research Paper, Ausinfo, Canberra.

(10) D. Brown et al., *Computational Analysis of Multilateral Trade Liberalization in the Uruguay Round and Doha Development Round*, University of Michigan Research Seminar in International Economics, Discussion Paper No.489, Dec. 2002, p.14. <http://www.fordschool.umich.edu/rsie/workingpapers/Papers_476-500/r489.pdf>

(11) A. Mattoo, et al., *Measuring Services Trade Liberalization and its Impact on Economic Growth*, Policy Research Working Paper 2655, Aug. 2001, p.17. <http://www-wds.worldbank.org/servlet/WDSContentServer/WDSP/IB/2001/11/22/000094946_01090804015359/Rendered/PDF/multi0page.pdf>

(12) T. L. Walmsley and L. A. Winters, *Relaxing the Restrictions on the Temporary Movement of Natural Persons: A Simulation Analysis*, Nov. 2002, p.18. <https://www.gtap.agecon.purdue.edu/events/Board_Meetings/2003/docs/Walmsley_Mobility.pdf>

(13) A. Mattoo, "Services in a Development Round: Proposals for Overcoming Inertia," *Trade, Doha and Development: A Window into the Issues*. R. Newfarmer, ed., Washington DC: World Bank, 2005, p.166.

懐疑的なためである。背景には、サービス貿易自由化で利益を享受するのは、既に比較優位にある先進国が中心となるのではないか、また、先進国企業による国内市場の席卷により国内産業を育成できないのではないか、という懸念がある⁽¹⁴⁾。サービス貿易の障壁を50%削減した場合、OECD（経済協力開発機構）諸国には約172億ドルの経済効果が生じるのに対し、非OECD諸国では69億ドルに過ぎないという試算もある⁽¹⁵⁾。開発途上国の関心は、農産物や非農産品貿易の自由化交渉に集まり、サービス貿易自由化交渉は、農業交渉などの進捗状況に左右される傾向がある。

しかし、開発途上国がサービス貿易に全く関心がないというわけではない。例えば、サービス貿易のうち、専門的・技術的とはみなされない分野の労働者の、先進国への受け入れに対する開発途上国の関心は高い。開発途上国の労働者は、賃金面で価格競争力を有すると考えられている⁽¹⁶⁾。また、出稼ぎ労働者による本国への送金は、開発途上国の重要な外貨収入源になっている⁽¹⁷⁾。「人の移動」を自由化した場合、後

発途上国は100～200億ドル以上の収益を得ることができるという試算もある⁽¹⁸⁾。しかし、「人の移動」に関する先進国の自由化の約束には、既に商業拠点が先進国内にある企業の内部移動に限定するなど制限が多いため、開発途上国は制限の撤廃を求めている⁽¹⁹⁾。開発途上国の中でも、インドはコールセンター業務などアウトソーシングの越境取引の自由化にも関心がある。これは、既にアウトソーシングの越境取引における競争力が高まっているためである。

サービス分野別にみると、開発途上国による自由化の約束は多くはない。これは、GATS第19条第2項で、開発途上国の国内政策に配慮し、発展状況に応じて先進国よりも少ない分野で自由化する柔軟性を認めているからである。2005年3月時点では、サービス分野155業種のうち、先進国は平均105業種の自由化を約束しているのに対し、開発途上国は平均41業種である⁽²⁰⁾。開発途上国の約束が多い分野は、早くから市場を開放し、自由化への関心も高い観光サービス分野である⁽²¹⁾。

(14) Oxfam International, *A Recipe for Disaster*, Oxfam Briefing Paper 87, Apr. 2006, pp.20-25.
<http://www.oxfam.org.uk/what_we_do/issues/trade/downloads/bp87_recipe.pdf>

(15) J. Francois et al., *Trade Liberalization and Developing Countries under the Doha Round*, Tinbergen Institute Discussion Paper TI 2003-060/2, 2003, pp.22,26.
<<http://www.tinbergen.nl/discussionpapers/03060.pdf>>

(16) C. Blouin, "Liberalizing the Movement of Services Suppliers: Lessons from the Canadian Experience with Temporary Worker Programmes," *Journal of World Trade*, Vol.39, No.5 (Oct. 2005), pp.882-883.

(17) P. Kumar, "Chapter 4 South Asian Agenda for Service Negotiations: Commonalities & Differences," *South Asian Positions in the WTO Doha Round*. Jaipur: CUTS International, 2005, pp.213-217.

(18) L. Puri, *Towards a New Trade "Marshall Plan" for Least Developed Countries*, Trade, Poverty and Cross-Cutting Development Issues Study Series No.1, Geneva: UNCTAD, 2005, p.45.
<http://www.unctad.org/en/docs/ditctabpov20051_en.pdf>

(19) TN/S/W/14, Communication from Argentina, Bolivia, Chile, the People's Republic China, Colombia, Dominican Republic, Egypt, Guatemala, India, Mexico, Pakistan, Peru, Philippines and Thailand, 3 Jul. 2003; TN/S/W/31, Communication from Argentina, Bolivia, Brazil, Chile, Colombia, India, Mexico, Pakistan, Peru, Philippines, Thailand and Uruguay, 18 Feb. 2005.

(20) R. Adlung and M. Roy, "Turning Hills into Mountains? Current Commitments under The GATS and Prospects for Change," *Journal of World Trade*, Vol.39, No.6 (Dec. 2005), p.1170.

(21) *ibid.*, p.1169.

2 先進国の立場

先進国は、サービス貿易の自由化に積極的であるが、開発途上国が求めている専門的・技術的とはみなされない分野の労働者の受け入れには、消極的である。

先進国の関心が高いのは、商業拠点の設置の自由化である。これは、外資規制の撤廃により、海外への事業拡大が容易になるからである。GATSの約束表も、外資の市場アクセスを制限する条項数は、開発途上国の方が先進国の約5～6倍になっている⁽²²⁾。先進国側は、これらの障壁の削減を目指している。

専門的・技術的とはみなされない分野の労働者の受け入れに、先進国が消極的である背景には、治安対策や国内労働者の失業対策などのコスト増、短期労働者の永住化などに対する懸念がある。米国では、産業団体が、途上国からの譲歩を引き出すために、より柔軟に労働者を受け入れるべきであると主張しているが⁽²³⁾、議会は、国の移民政策にかかわるという理由から「人の移動」の自由化に反対している⁽²⁴⁾。また、サービス分野によって異なる条件で短期労働者を受け入れる場合、行政手続が複雑になる上、入国管理事務の負担が増大するという問題もある。インドが関心を持っているアウトソーシングの自由化についても、米国、英国、オーストラリアの国内では、失業の増加につながるとし

て、反対の動きがある⁽²⁵⁾。

サービス分野別にみると、先進国の関心が高いのは、法律サービスなどの実務サービス、流通、コンピュータ関連サービス、金融サービスなどである。

3 日本政府の方針と国内の意見

日本政府は、企業の国際的なサービス事業展開を図るため、WTOや地域貿易協定を通じて投資・サービスの自由化を進め、諸外国の投資・ビジネス環境の整備に努める方針を打ち出している⁽²⁶⁾。「人の移動」の自由化については、高度な技能を有する人材の受け入れは、受け入れ要件の緩和や留学生の日本国内での就職促進などを進める方向であるが、専門的・技術的とはみなされない分野の労働者については、高齢者や女性の雇用機会の確保や社会コストの抑制などを理由として、今後も受け入れない方針である⁽²⁷⁾。しかし、労働者を受け入れないという建前と、研修・技能実習制度でそのような労働者を受け入れているという現実が乖離している。このため、我が国の外国人受け入れ体制の改善に向けて、総合的な在留管理制度の構築、社会保険、教育など、外国人の生活基盤の整備を進める方針が明らかにされている⁽²⁸⁾。

我が国の経済界は、従来から、サービス貿易の自由化を積極的に求めてきた。日本経済団体連合会は、「2006年度規制改革要望」で、「外国

⁽²²⁾ *ibid.*, p.1179.

⁽²³⁾ National Foreign Trade Council, *The Doha Development Agenda and GATS Mode 4*, Mar. 2005, pp.4-5. <http://www.wto.org/english/forums_e/ngo_e/posp46_nftc_e.pdf>

⁽²⁴⁾ W. H. Cooper, *Trade in Services: The Doha Development Agenda Negotiations and U.S. Goals*, CRS Report for Congress, RL33085, Sep. 12, 2005, pp.17-19. <http://www.citizenstrade.org/pdf/crsreports_doharound_09122005.pdf>

⁽²⁵⁾ Kumar, *op.cit.*(17), p.219.

⁽²⁶⁾ 経済産業省「新経済成長戦略」2006.6. <<http://www.meti.go.jp/press/20060609004/20060609004.html>>

⁽²⁷⁾ 厚生労働省「外国人労働者の受け入れを巡る考え方のとりまとめ」2006.6.22.

<<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2006/06/h0622-2.html>>

⁽²⁸⁾ 法務省 今後の外国人の受け入れに関するプロジェクトチーム「今後の外国人の受け入れに関する基本的な考え方」2006.9. <<http://www.moj.go.jp/NYUKAN/nyukan51-3.pdf>>

人の介護分野での在留資格の整備」、「高度人材に対する在留期間の長期化」、「専門的・技術的分野の外国人労働者の範囲の見直し」を盛り込んでおり、日本の国際競争力を維持する上で必要な人材の受け入れ促進を、政府に求めている⁽²⁹⁾。また、他の先進諸国同様、海外の商業拠点設置の自由化も求めている。分野別にみると、通信・IT、金融、運輸、流通、エネルギー分野などの自由化に対する関心が高い⁽³⁰⁾。「人の移動」の自由化、特に専門的・技術的とはみなされていない分野の労働者の受け入れについては、日本経済団体連合会が、慎重に検討するべきという消極的な姿勢であるのに対し、日本商工会議所は、台湾の例を参考に真剣に検討するべきであるとして、やや積極的な立場をとっている⁽³¹⁾。労働組合などは、低賃金労働者の安易な受け入れは、賃金や労働条件だけでなく、労働の質の低下を招き、産業の競争力をそぐ結果になると危惧している⁽³²⁾。

Ⅲ WTO におけるサービス貿易自由化交渉

1 GATS の締結

サービス貿易自由化交渉は、モノの貿易の自由化に比べて歴史が浅く、ウルグアイ・ラウンド(1986~1994年)で締結されたGATS(1995年発効)により、基本的な自由化の枠組みが定まっ

た。ウルグアイ・ラウンドで、サービス貿易の自由化が議論されるようになったのは、1980年代に貿易収支が悪化した米国が、サービス貿易の自由化により貿易収支の改善を図ろうとしたからである⁽³³⁾。GATSは、サービス貿易自由化の原則的な枠組みを規定し、より円滑にサービスを提供できる環境の整備を目指すものである。

GATSの特徴として、「ポジティブ・リスト方式」が挙げられる。これは、各国が自由化すると、約束表に記載した項目についてのみ、自由化の義務を負うとする方式である。GATSの原則である市場アクセスや内国民待遇には、ポジティブ・リスト方式が適用されている。これに対し、各国が約束表に自由化しないと掲載したものを以外は、自由化する義務を負う方式が「ネガティブ・リスト方式」である。ポジティブ・リスト方式を採用することで、GATSは、各国に自由化するサービス分野の選択をゆだねている。これは、各国の国内事情や発展の度合いに応じた、柔軟なサービス貿易の自由化を目指しているためである。ただ、ポジティブ・リスト方式では、自由化する項目以外については、どのような国内規制があるのか明らかにならないため、留保する国内規制を明記するネガティブ・リスト方式よりも自由化の対象が不明確になるという問題を抱えている⁽³⁴⁾。

(29) 日本経済団体連合会「2006年度日本経済団体連合会規制改革要望」2006.6.20.

<<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2006/038.html>>

(30) 日本経済団体連合会「WTO新ラウンド交渉の成功を望む」2006.6.20.

<<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2006/039/index.html>>

(31) 日本経済団体連合会『『第3次出入国管理基本計画における主要な課題と今後の方針』に対する意見ならびに要望』2005.3 <<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2005/010.html>> ; 日本商工会議所『『第3次出入国管理基本計画における主要な課題と今後の方針』に対する意見』2005.3. <<http://www.jcci.or.jp/nisshyo/IKEN/050301immigration-control.pdf>>

(32) 「金属労協 外国人労働者受け入れの新たな問題に関する考え方」『労経ファイル』431・432号, 2006.8.1-15, pp.76-78.

(33) 金子晃・田村次郎編『WTO-GATT/WTO ルールの変遷と今後の展開』同文書院, 1997, p.119.

(34) 岩田・服部 前掲注(6), p.52.

2 金融・電気通信分野の交渉と合意

金融、電気通信サービスの2分野については、ウルグアイ・ラウンド後も交渉が継続され、1997年にそれぞれ合意に至った。金融サービスでは、「金融サービスに係る約束に関する了解」（金融サービス了解）で金融サービス貿易の自由化の枠組みを定めた。1999年までに102カ国が、この枠組みに基づき自由化する項目を約束した。具体的な約束には、合意した加盟国が、既存の規制より厳しい規制を設けないよう制限することなどが含まれている。この約束に基づく自由化の義務は、1999年から効力を有している⁽³⁵⁾。

電気通信サービスでは、長距離通信などの基本的な電気通信サービスの自由化を、各国が約束し、1998年からこれらの義務が発生している。約束した国の数は、項目によって20カ国程度から60カ国以上と異なっている。「電気通信に関する付属書」に記載された自由化の内容は、他国のサービス提供者に対して、合理的かつ差別的でない条件の下、公共送信網の使用やサービス提供を可能にし、関連する情報を公表しておくことなどが含まれている。このほか、「参照文書」には、サービス供給者の反競争的な業務を防止する措置をとるなど、競争を促進するための規定も含まれている⁽³⁶⁾。

金融、電気通信サービスの貿易自由化の約束は、他のサービス分野に比べると大幅な前進であったが、ドーハ・ラウンドでは、更なる自由化を目指して交渉が行われている。

3 ドーハ・ラウンドにおける交渉

(1) 交渉の経緯

GATS 第19条第1項には、一層のサービス貿易の自由化を目指し、2000年末までに、サー

ビス貿易自由化交渉を開始すると規定されている。ドーハ・ラウンド（2001年～）でのサービス貿易自由化交渉は、この規定を受けたものである。表4は、サービス貿易自由化交渉の経緯を示したものである。ドーハ・ラウンドでは、サービス貿易自由化交渉に加え、緊急セーフガード（GATS 第10条）、政府調達（GATS 第13条）、補助金（GATS 第15条）などのルール策定の議論も行われている。

ドーハ・ラウンドにおけるサービス貿易自由化交渉の特徴は、交渉方式として「リクエスト・オファー方式」をとっていることである。リクエスト・オファー方式とは、2カ国間で自由化の要求とそれに対する提案を行う交渉方式である。この方式の長所としては、交渉国が、保護したい産業の規制を維持する一方、輸出力のあるサービス分野の自由化を要求するなど、政策選択の幅が広いことが挙げられる。また、交渉に参加しなかった国も、最恵国待遇により、自由化の恩恵を受けることができる。一方、この方式の短所は、2カ国間での交渉であるため、交渉内容は必ずしも公表されず、交渉国以外には交渉内容が分かりにくいことである。また、交渉に参加しなかった国も、最恵国待遇によって自由化の恩恵を受けられるという、いわゆるただ乗り問題も生じる⁽³⁷⁾。

(2) 交渉の阻害要因

これまでのところ、各国の分野別約束は、その範囲・内容共に、十分といえるものではない。その理由として、以下のような問題点が挙げられる。

第一に、サービス貿易自由化が、加盟国の国内規制に影響を与えるため、交渉が難しくなっている。例えば、米国では、議会などの反対で

⁽³⁵⁾ M. J. Trebilcock and R. Howse, *The Regulation of International Trade*. 3rd ed., London: Routledge, 2005, pp.379-390.

⁽³⁶⁾ *ibid.*, pp.391-396.

⁽³⁷⁾ 岩田・服部 前掲注(6), p.51.

表 4 サービス貿易自由化交渉の経緯

年 月	主 な 出 来 事 と 期 限
2001年 3 月	サービス貿易理事会特別会合 「サービス貿易交渉ガイドライン」*を採択。リクエスト・オファー方式で、ウルグアイ・ラウンドの約束表を改善するための交渉を開始することを決定。
11月	ドーハ閣僚会議 ラウンド開始の合意。 提出期限を、初期リクエストは2002年 6 月、初期オファーは2003年 3 月に決定。
2002年 6 月 2003年 3 月	約30ヵ国からのリクエストに応じ、27ヵ国 (EU を 1 ヶ国として計算) からオファーが提示された。オファーは642項目で363項目が既存の約束内容の改善、279項目が新たな自由化約束であった (日本は、人の移動、実務、通信サービスなどで、追加的オファーを提示)。
9 月	カンクン閣僚会議 (交渉決裂)
2004年 7 月	一般理事会 「枠組み合意」で、改定オファーの提出期限を2005年 5 月に決定。
5 月	2005年 5 月～2006年 1 月末の間に、29ヵ国 (EU を 1 ヶ国として計算) から改訂オファーが提示された。しかし、新たな提案はほとんどなく、最恵国待遇の例外や制限付が多かった (日本は、人の移動、実務、通信サービスなどで新たなオファーを提示)。
12月	香港閣僚会議 香港閣僚宣言に、モード 1～4 の分野横断的な市場アクセスについて、既に自由化されている分野は自由化の維持、最恵国待遇の例外や経済的必要性テストなどの制限の削除、モード 4 に関して滞在期間や更新時期の明記が盛り込まれた。リクエスト・オファー方式を維持しつつ複数国間の交渉 (リクエストの提出期限は2006年 2 月) を加え、開発途上国に配慮することが明記された。**
2006年 7 月	非公式閣僚会議 第二次改定オファーの提出期限であったが、農業問題を巡って交渉が決裂し、サービス貿易自由化交渉も含め、交渉が当面凍結される見通しとなった。
10月	サービス分野自由化最終原案提出期限 (当初予定)

* S/L/93, Guidelines and Procedures for the Negotiations on Trade in Services, 29 Mar. 2001.

** WT/MIN(05)/DEC, Hong Kong Ministerial Declaration Adopted on 18 December 2005, Annex C.

(出典) WTO <http://www.wto.org/english/tratop_e/serv_e/serv_e.htm> などに基づき、作成。

「人の移動」の自由化を約束することができない。また、ASEAN (東南アジア諸国連合) を中心とした開発途上国は、緊急セーフガードなど、自国産業の損害を回避するためのルールが整備されない限り、個別サービス分野の約束はできないと主張している⁽³⁸⁾。

第二に、サービス貿易の実態や障壁の把握が困難なため、自由化による利益と不利益の衡量が困難である。モノの貿易の場合には、例えば、自動車と繊維それぞれの輸出入データに基づき各国が関税削減の譲歩の道を探るといった方法も可能であるが、サービス貿易では、各国の規制が多様であるため、各サービス分野に比較可能なデータがあるとは限らない⁽³⁹⁾。また、各国

の規制についての情報交換も十分とはいえない。

第三に、GATS のポジティブ・リスト方式や、サービス貿易自由化交渉のリクエスト・オファー方式の問題がある。WTO 交渉では、交渉参加国が多く、複雑な利害関係が存在する。このため、ポジティブ・リスト方式では、各国が約束表に記載するサービス分野は限定的で、相互の期待に沿う自由化は困難である。また、リクエスト・オファー方式では、相互に満足できる提案が難しいという問題がある。一例として、開発途上国は、専門的・技術的とはみなされない分野の労働者の受け入れへの関心が高いのに対し、先進国は商業拠点の設置の自由化を求めていることが挙げられる。2ヵ国間のリク

⁽³⁸⁾ S/WPGR/M/51, Report of the Meeting of 7 Feb. 2005, para.60; セーフガードとは、予期しなかった輸入の急増による損害から国内の特定産業を守るためにとる措置をいう。

⁽³⁹⁾ A. Jara and M. del C. Dominguez, "Liberalization of Trade in Services and Trade Negotiations," *Journal of World Trade*, Vol.40, No.1 (Feb. 2006), pp.120-121.

エスト・オファー方式による交渉では、自由化の約束が進まなかったため、香港閣僚会議(2005年12月)の決定で、複数国間のリクエスト・オファー方式が導入された。複数国間交渉は、各国に交渉参加を促した上、情報の共有や論点の明確化を可能にし、生産的な議論が行われるようになったと評価されている⁽⁴⁰⁾。しかし、相互に満足できる自由化約束の提案が難しいという問題は、依然として残っている。

IV 地域貿易協定におけるサービス貿易自由化の動向

1 GATS と地域貿易協定の比較

現在、FTA (Free Trade Agreement : 自由貿易協定) や EPA (Economic Partnership Agreement : 経済連携協定) などの地域貿易協定の締結が進んでいる。2006年6月現在、サービス分野を合意内容に含む地域貿易協定は、38協定に上る⁽⁴¹⁾。GATS と地域貿易協定の関係は、GATS 第5条に示されている。同条第1項は、地域貿易協定にサービス貿易の自由化を盛り込む場合、十分な範囲のサービス分野を含むこと、既存の差別的規制を撤廃し、新たな差別的規制を導入しないこと、を求めている。これらの条件を満たしているか否かは、諸事情を考慮して決められる(同条第2項)。ただ、判断基準は必

ずしも明確ではない。

地域貿易協定におけるサービス貿易の自由化は、GATS における自由化に比べ進んでいるのであろうか。このような比較を行う場合、広範にわたる各サービス分野の詳細な検討が必要となるが、ここでは、GATS で既に分野別合意に至っている金融・電気通信サービスと、分野横断的自由化の課題である「人の移動」をみることにする。主要な協定として、EU、NAFTA (North American Free Trade Agreement : 北米自由貿易協定)、ASEAN のサービス貿易に係る協定(表5)、日本が締結した EPA (表6) を取り上げ、金融・電気通信サービス及び自然人の移動について概観する。

(1) GATS におけるサービス貿易自由化

GATS では、金融・電気通信サービスの貿易自由化を、1997年の合意により進めている。しかし、「人の移動」については、依然として各国の裁量が大きく、今後の自由化が課題となっている。GATS は、「人の移動」についてのアクセスを保証しておらず、各国の約束にゆだねている。GATS の「人の移動」に関する附属書は、一時的移動のみを対象としており、加盟国は「人の移動」を規制することが可能である。しかし、どの程度の期間を一時的移動というのかなど、不明確な点が多い。さらに、各国の約

表5 金融・電気通信サービス及び人の移動に関する規定

	GATS	E U	NAFTA	ASEAN
人の移動	人の移動に関する附属書	EC 条約第18条	NAFTA 第16章	AFAS 第14条第1項 AFAS は、GATS を超える自由化を目指しているが、AFAS に規定のない条項については、GATS の規定を参照、適用することとしている。
金融	金融サービス附属書 金融サービス了解	信用機関、保険サービス、投資サービスなどに関する指令	NAFTA 第14章 附属書7	
電気通信	電気通信に関する附属書 基本電気通信の交渉に関する附属書 参照文書	枠組み指令、認可指令 アクセス指令 ユニバーサルサービス指令 通信データ保護指令、競争指令	NAFTA 第13章 附属書5	

(出典) P.Raworth, *Trade in Services*, New York: Oceana Publications, 2005, pp.185-421. 及び各協定に基づき、作成。

(40) TN/S/M/19, Report of the Meeting Held on 7 Apr. 2006, para.99.

(41) WTO HP, Regional Trade Agreements Notified to the GATT/WTO and in Force.

<http://www.wto.org/english/tratop_e/region_e/region_e.htm>

束は、現実の運用よりも限定的であるという指摘もある⁽⁴²⁾。

(2) EUにおけるサービス貿易自由化

EUは、単なる地域貿易協定の枠を超えた共同体である。そのため、サービス貿易の自由化も、漸進的自由化を目指すGATSをはるかに超える内容となっている。EC条約は、原則としてすべてのサービス分野を対象に、域内のサービス提供を制限することを禁じ、例外を明示的に規定している⁽⁴³⁾。

EU域内の「人の移動」は、世界の地域貿易協定の中でも最も自由化されている。「人の移動」について、EC条約は、域内での移動・移住の自由を認めており、この自由を規制するには、公共政策、安全保障、公衆衛生など正当な理由が必要である⁽⁴⁴⁾。

個別のサービス分野は、指令などで自由化の内容が規定されている。例えば、金融サービスの自由化は、表5に挙げたような各種指令で規定されている。これらの指令は、EU加盟国が満たすべき最低基準を幅広く規定している。EU加盟国の金融サービス機関は、本国に届け出て、域内で自由な拠点設立やサービス提供をすることができる。このような形での自由化は、EUのような共同体構造を持たない他の地域貿易協定では難しいと考えられる。電気通信サービスは、表5に挙げた6つの指令により、自由化が進められている。特に、認可指令は、電気通信事業への参入形態を免許制から届出制に移行させ、新規事業者の参入を容易にするものである。ただ、電話番号、周波数、敷設権などの取得には、個別の認可が各国内で必要となるなど、

障壁を完全には取り払えない可能性もある⁽⁴⁵⁾。

(3) NAFTAにおけるサービス貿易自由化

1994年に発効したNAFTAは、ネガティブ・リスト方式をとっている。これは、維持する国内規制のみを留保表に明記し、その他の規制をNAFTAの原則に適合するよう削減・撤廃する方式である。この方式は、自由化するサービス項目のみを列挙するポジティブ・リスト方式のGATSに比べ、国内規制の存在や内容が明確であるため、自由化の範囲が広い。

「人の移動」について、NAFTAでは独立した章が設けられている(第16章)。原則として、投資家、企業内移動者、専門家などの特定の職種に限定して、「人の移動」を自由化する規定となっている。これらの職種も、労働許可やビザは必要である。NAFTAにおける「人の移動」は、EUのような自由化ではないが、GATSに比べ自由化が進んでいるといえる。

金融サービスについては、NAFTA第14章に自由化の規定がある。第14章では、自国内に拠点を有していない金融サービス機関に設立を認めることや、内国民待遇、最恵国待遇など、金融サービス分野の基本原則が盛り込まれている。NAFTAの内国民待遇、最恵国待遇は、GATSの金融サービス分野と大きな違いはないが、拠点を有していない金融サービス機関に、設立を認めることを原則とする点で、GATSよりも自由化が進んでいるといえる。

電気通信サービス分野も、NAFTA第13章で広範な自由化が規定されている。第13章の規定では、GATS同様、他国のサービス提供者に公衆送信網へのアクセスや利用を可能とする

(42) S. Chaudhuri et al., "Moving People to Deliver Services: How Can the WTO Help?" *Journal of World Trade*, Vol.38, No.3 (Jun. 2004), pp.370-372.

(43) Treaty establishing the European Community, Article 49, (OJ C 325, 24/12/2002).

(44) Treaty establishing the European Community, Article 39, (OJ C 325, 24/12/2002). 但し、2004年の新規加盟国出身の労働者については、経過措置として受け入れ制限が可能である。

(45) P. Raworth, *Trade in Services*. New York: Oceana Publications, 2005, pp.351-352.

ことを規定している。しかし、GATSの個別の自由化約束とNAFTAの内容を比較すると、NAFTAの方がGATSに比べ自由化が進んでいる。例えばメキシコの場合、NAFTAにおける規制の留保は、GATSの約束表に見られる制限に比べて少ない⁽⁴⁶⁾。

(4) ASEANにおけるサービス貿易自由化

ASEANは、1992年に貿易協定としてAFTA(ASEAN自由貿易協定)を締結している。サービスについては、1996年から「サービスに関する枠組み協定」(ASEAN Framework for Agreement on Services, 以下AFAS)を施行し、GATS以上の自由化を目指している。しかし、現実には、必ずしもGATSの自由化レベルを超えているとはいえない。なお、ASEANは、2015年を目途に、各国の規制を撤廃してサービス貿易の自由化を70分野程度にまで拡大すると共に、エンジニアリング、調査、看護など専門職サービスの相互認証を進める方針で合意している⁽⁴⁷⁾。近い将来、AFASのサービス貿易自由化が、GATSの自由化レベルを超える可能性も否定できない。

「人の移動」について、ASEAN諸国は、AFASの自由化約束表を改訂し、自由化を進めてきた。また、AFASとは別の「AIA(ASEAN投資地域)に関する枠組み協定」(1998年締結)により、ASEAN加盟国間での専門的・技術的労働者の

移動の自由を促進することが約束されている。しかし、「人の移動」については、国内労働者保護を目的として幅広い規制が設けられているなど、全般的にGATSよりも限定的であるといわれている⁽⁴⁸⁾。

金融・電気通信サービスなどAFASに条項のないサービス分野は、GATSの協定内容を参照することと規定されている(AFAS第14条第1項)。しかし、AFASの各国の特定サービス分野の自由化約束表は、必ずしもGATSと同じ約束とはなっていない。例えば、インドネシアは、AFASでは金融分野の個別の約束をしていないが、GATSの約束表には自由化項目を掲載している。電気通信分野は、インドネシアではGATSの約束表の方がAFASより制限的になっている。例えば、地元企業と国外企業が合弁事業を行う場合の外資の割合は、GATSの約束表では35%以下となっている⁽⁴⁹⁾のに対し、AFASの約束表では40%以下となっている⁽⁵⁰⁾。

(5) 我が国が締結した協定の評価

我が国が締結(又は大筋合意)したEPAにおけるサービス貿易自由化の合意内容は、表6の通りである。特定の約束表について、シンガポール、マレーシア、フィリピンとのEPAはポジティブ・リスト方式、メキシコとのEPAはネガティブ・リスト方式がとられている。

(46) North American Free Trade Agreement, Annex V, Schedule of Mexico. <http://www.nafta-sec-alena.org/DefaultSite/index_e.aspx?DetailID=78>; GATS/SC/56, Trade in Services-Mexico-Schedule of Specific Commitments-Supplement 2, 11 Apr. 1997.

(47) Malaysian National News Agency, Press Release: 38th ASEAN Economic Ministers (AEM) 22-23 Aug. 2006, Kuala Lumpur (23 Aug. 2006). <<http://aem.bernama.com/?type=spr&cat=pre&id=556>>

(48) P. Bhatnagar and C. Manning, "Regional Arrangements for Mode 4 in the Services Trade: Lessons from the ASEAN Experience," *World Trade Review*, Vol.4, No.2 (Jul. 2005), pp.185-193.

(49) GATS/SC/43/Suppl.2, Trade in Services-Indonesia-Schedule of Specific Commitments-Supplement 2, Apr. 11. 1997.

(50) ASEAN, Indonesia Schedule of Specific Commitments, Annexes to the Protocol to Implement the Third Package of Commitments under the ASEAN Framework Agreement on Services, 2001. <http://www.aseansec.org/3rd_ina.pdf>

分野横断的な自由化約束のうち、「人の移動」について、シンガポールとの協定では短期商用訪問者、企業内転勤者、投資家に関して規定されている(附属書IV)。また、マレーシアとの協定では、サービス提供者に対する許可などの措置が、「人の移動」の障害とならないよう規定されている(第102条)。これらの規定は、実質的には、相手国からの労働者の受け入れを大幅に増加させる性質のものではない。しかし、フィリピンやタイとの間では、看護師や調理人などの日本への受け入れが盛り込まれており、GATSの自由化約束を超える内容となっている。ただ、具体的な受け入れ要件次第では、受け入れの実質的な意義が乏しくなる可能性もある。

金融・電気通信の両分野で、日本政府は、ドーハ・ラウンド中に新たな自由化を提案した⁽⁵¹⁾。この改訂提案と我が国のEPAの合意内容を比べてみると、金融分野では、保険仲介サービスや投資一任勘定に係るサービスで、業務上の拠点を条件とするなどほぼ同じ内容である。電気通信分野でも、NTTの外資規制を議決権の3分の1未満とするなど大きな違いはみられない。

2 多国間交渉か地域貿易協定か

WTOのサービス貿易自由化交渉は、多くの問題を抱えている。一方、地域貿易協定は、GATSよりも、サービス貿易の自由化では進んでいる点が多い。サービス貿易の自由化には、WTOの多国間交渉よりも、地域貿易協定のほうが適しているのであろうか。

サービス貿易の自由化は、その特質上、多国間協定よりも、地域貿易協定の方が適しているという考え方がある。特に、「人の移動」は、

表6 我が国が合意した経済連携協定

国名 協定発効日	サービス関係の合意
シンガポール 2002年11月30日 発効	サービス貿易(第7章) 特定の約束に係る表(附属書IVC) 自然人の移動(第9章、附属書VI) 金融サービス(第13章、附属書IVA) 電気通信サービス(附属書IVB)
メキシコ 2005年4月1日 発効	サービス貿易(第8章) 規制の留保(附属書6、7) 金融サービス(第9章) 商用目的での国民の入国・一時的滞在 (第10章、附属書10)
マレーシア 2006年7月13日 発効	サービス貿易(第8章) 金融サービス(附属書5) 特定の約束に係る表(附属書6) サービスに係る最恵国待遇の免除 (附属書7)
フィリピン 2004年11月29日 基本合意 2006年9月9日 署名	サービス貿易(第7章) 金融サービス(附属書5) 特定の約束に係る表(附属書6) 自然人の移動(第9章) 自然人の移動に関する特定の約束(附属 書8、看護師・介護福祉士の受入)
タイ 2005年8月1日 基本合意	一部の製造業関連サービスの自由化 (卸売・小売、保守・修理、流通など) タイ人調理人、指導員などの入国要件の 緩和

(出典) 各協定文書(外務省 <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/index.html>>)に基づき、作成。

各国の入国管理・移民政策にもかかわるデリケートな問題で、場合によって対応が異なるため、2ヵ国間交渉など地域貿易協定にゆだねるべきだという主張がある⁽⁵²⁾。「人の移動」については、各国ごとに異なる資格や社会保障制度があり、多国間で相互承認ルールを整備することが難しいため、対象国を限定できる地域貿易協定での取り決めが現実的であるという指摘もある⁽⁵³⁾。しかし、地域貿易協定でサービス貿易の自由化を進めた場合、以下のような問題が考えられる。

第一に、地域貿易協定では、すべてのサービス分野が自由化の対象となるわけではない。

⁽⁵¹⁾ 外務省, 改訂オファー, 2005.6.17. <http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/17/pdfs/rls_0617f.pdf>

⁽⁵²⁾ L. A. Winters, "Developing Country Proposals for the Liberalization of Movement of Natural Service Suppliers," E. Petersmann ed., *Reforming the World Trading System: Legitimacy, Efficiency, and Democratic Governance*. Oxford: Oxford University Press, 2005, p.164.

⁽⁵³⁾ 森田清隆「WTOの多角的通商体制と地域貿易協定との関係に関する一考察」『国際商事法務』Vol.33, No.9, 2005.9, pp.1230-1231.

ASEANにおける「人の移動」の自由化のように、地理的、文化的に近い国々であっても、各国の事情により自由化が困難な場合もある。また、地域貿易協定を結ぶ国々は、自由化の対象を自由化しやすいサービス分野に限定するため、国内規制の改革にはあまり影響がないともいわれている⁽⁵⁴⁾。

第二に、地域貿易協定では、サービス貿易のルール策定があまり進んでいない点が挙げられる。各協定とも、最恵国待遇や内国民待遇のような基本原則は備えているが、緊急セーフガード・補助金・政府調達などのルールは、必ずしも整備されているわけではない(表7参照)。

第三に、地域貿易協定で得られる利益は、WTOのような多国間協定で得られる利益よりも、少なくなる可能性がある。地域貿易協定の相手国が、最良のサービス提供国であるとは限らないからである。これに対し、多国間交渉では、自由化の内容を各国は容易に知ることができるだけでなく、最恵国待遇によって加盟国全体に自由化のメリットが及ぶ⁽⁵⁵⁾。

WTO交渉は時間がかかるため、過渡的な手段として地域貿易協定で自由化を進め、最終的には、開発途上国が利益を得やすいWTO交渉での合意へと発展させていくという考え方⁽⁵⁶⁾もある。しかし、地域貿易協定による自由化が進むと、多国間での自由化へのインセンティブが低下するおそれがある。多国間交渉では、最恵国待遇の原則により、全ての加盟国に対して貿易自由化の効果が及ぶが、既に地域貿易協定により自由化のメリットを得ている国は、あえて多くの国に対してサービス貿易の門戸を開く必要がないと考える可能性があるからである。

表7 各地域貿易協定における基本原則とルールに関する規定

	GATS	NAFTA	ASEAN (AFAS)	E U (EC条約)
最恵国待遇	第2条	第1203条	第4条第1項	第17条第2項
内国民待遇	第17条	第1202条	GATS参照(第14条)	第12条
市場アクセス	第16条	第1201条	第3条	第56条など
緊急セーフガード	議論中第10条	特定のサービスのみ	規定なし	規定なし
補助金	議論中第15条	規定なし	規定なし	第87-89条
政府調達	議論中第13条	第10章	規定なし	第43条第49条

(出典) Sauv . Pierre, "1. Services," TD/TC (2002) 8/FINAL, *Regional Trade Agreements and the Multilateral Trading System*. Paris: OECD, 2002, pp.27-28. 及び各協定に基づき、作成。

こうしたことから、原則としてサービス貿易の自由化は、多国間交渉による方法が望ましいと考えられる。しかし、WTO交渉は、先に述べたような課題を抱えている。また、地域貿易協定締結の世界的な流れは、加速の一途をたどっている。したがって、地域貿易協定によるサービス貿易の自由化と平行して、多国間交渉の自由化も進めなくてはならない。

V WTOにおけるサービス貿易自由化交渉の課題

既に述べたように多国間交渉におけるサービス貿易自由化は、多くの課題を抱えている。しかし、サービス貿易自由化はモノの貿易自由化に比べて歴史が浅いため、今後の議論の進展次第では、新たな局面が開けてくる可能性もある。WTO交渉でサービス貿易自由化を進めていく

⁽⁵⁴⁾ P. Dee, *East Asian Economic Integration and its Impact on Future Growth*, Pacific Economic Papers, No.350, 2005, p.6. <<http://www.crawford.anu.edu.au/pdf/pep/pep-350.pdf>>

⁽⁵⁵⁾ A. Mattoo and C. Fink, *Regional Agreements and Trade in Services: Policy Issues*, World Bank Research Working Paper 2852, Jun. 2002, pp.11-13. <http://www-wds.worldbank.org/external/default/WDSContentServer/IW3P/IB/2002/07/09/000094946_02062104102344/Rendered/PDF/multi0page.pdf>

⁽⁵⁶⁾ E. Zedillo et al., *Trade for Development*. London: Earthscan, 2005, p.261.

には、以下のような課題がある。

1 透明性の向上

WTO におけるサービス貿易自由化交渉が、期待されるような進展をみない原因として、サービス貿易の現状や障壁の把握が困難であるという不透明性の問題がある。

まず、現状が把握し難いという問題として、GATS の 4 つの供給形態に適合する統計が整備途上であること、サービス貿易の分類表がサービス貿易の実態に合致していないことが挙げられる。統計の問題については、現在、国際連合統計局で議論が進められている⁽⁵⁷⁾。分類に関しては、WTO のサービス貿易理事会などで議論が行われているが、既に現在の分類表に基づく自由化約束や議論が進んでいるため、新たな分類表の策定は難しく、議論はあまり進んでいない。

次に、サービス貿易の障壁については、現在、各国が各サービス分野でどのような国内規制を有し、どの規制の削減・撤廃を提案しているのか、必ずしも明確ではない。そこで、各国の国内規制の内容が明らかになるように、インターネット上でサービス貿易自由化の約束表と各国の規制をリンクさせる方法や、国別・分野別の規制データベースを作る方法が提案されている⁽⁵⁸⁾。

2 開発途上国の支援

サービス貿易自由化交渉では、開発途上国と先進国の対立が目立っている。サービス貿易自由化交渉を進めるためには、開発途上国の発展という観点から、各国の合意を得ることが必須

である。多くの開発途上国では、サービス産業は GDP の 40～50% に上っており、経済発展の要となる可能性がある。しかし、開発途上国は、サービス貿易の自由化により、国内政策への裁量が狭まることや、規制改革に伴うコスト負担への懸念を抱いている。このような懸念を払拭し、各国の産業育成を図りつつ、サービス貿易の自由化によるメリットを享受できるようにすることが望ましい。

GATS 第 4 条は、サービス貿易自由化による世界貿易への開発途上国の参加促進、開発途上国のサービス供給力の強化、後発途上国への配慮を規定している。これまで、開発途上国への技術的支援としては、GATS への理解を深めることを目的としたセミナーなどが中心であった⁽⁵⁹⁾。しかし、開発途上国の課題は、国内サービス産業の競争力や国内規制の影響を分析し、自由化の要求・提案内容を決定する人的資源が不足していることにある。

そこで、このような能力構築を支援する仕組みづくりが提案されている。例えば、開発途上国の政策立案に係わる専門家のトレーニング、サービス輸出に関する強みや課題の分析作業やサービス産業改革への支援などが考えられている⁽⁶⁰⁾。また、アフリカ諸国は、開発途上国の自由化を促進するために、① 先進国による金融・技術支援を定期的にチェックする基準を設けること、② 先進国が基準に適合しているかどうかに関する報告書を提出すること、③ 途上国のサービス輸出に対し一定の優先枠を設けることなどを提案している⁽⁶¹⁾。

開発途上国の関心が高い「人の移動」の自由

⁽⁵⁷⁾ United Nations Statistics Division, *op.cit.* (7).

⁽⁵⁸⁾ Jara and Dominguez, *op.cit.* (39), p.124.

⁽⁵⁹⁾ WT/COMTD/W/146, Annual Report on Technical Assistance and Training, 14 Feb. 2006, paras.66-67.

⁽⁶⁰⁾ M. Lücke and D. Spinanger, *Liberalizing International Trade in Services: Challenges and Opportunities for Developing Countries*, Kiel Discussion Papers, Jul. 2004, p.42.

<<http://www.uni-kiel.de/ifw/pub/kd/2004/kd412.pdf>>

化を、優先課題にすべきであるという主張⁽⁶²⁾も、開発途上国支援の観点から捉えることができる。香港閣僚会議後の複数国リクエストでは、インドを中心とする多数の開発途上国が、グループで「人の移動」の自由化要求を出している⁽⁶³⁾。ただ、様々な社会的コストへの懸念から、専門的・技術的とはみなされない労働者の受け入れについては、開発途上国自身も消極的であるといわれる⁽⁶⁴⁾。そのようなコストを最低限に抑えつつ、「人の移動」の自由化を進める方法として、サービスに関心のある加盟国（米国、インド、中国、ブラジル、EU、メキシコ、韓国、日本など）が集中協議して、受け入れる労働者の人数や期間を考慮し、最低限の合意事項を決定する方法⁽⁶⁵⁾や、一旦受け入れを開始しても、受入国の経済事情の変化に応じて約束内容を変更できる仕組みづくり⁽⁶⁶⁾が提案されている。

「人の移動」の自由化要求の受け手として、日本は、外国人労働者の受け入れに関する国内的な議論を進めていく必要がある。また、国際交渉の場では、タイやフィリピンとの地域貿易協定の経験を踏まえ、議論において主導的な役割を果たすことも考えられる。

3 サービス貿易のルール策定

開発途上国は、緊急セーフガードなど、自国

のサービス産業に対する安全弁が必要であるという理由から、ルール策定が自由化交渉の前提であると考えている⁽⁶⁷⁾。GATSにも、各種ルールを策定するための交渉を行うよう規定されているが、これらのルール策定は、意見の対立があり、なかなか進んでいないのが現状である。ルール策定の議論を深めることも、WTO サービス貿易自由化交渉の推進に不可欠となっている。

(1) 緊急セーフガード

マレーシア、タイなどの ASEAN 諸国及びその他の開発途上国は、サービス貿易自由化の前提として、緊急セーフガードの導入を求めている⁽⁶⁸⁾。GATS 第10条は、緊急セーフガードのルール策定の交渉を行うよう規定している。しかし、ASEAN 諸国が締結している AFAS においても、緊急セーフガードに関する規定は設けられておらず、サービス貿易における緊急セーフガード発動の要件や効果の実例は乏しい。一方、先進国は、以下の理由から緊急セーフガードの導入には反対している。第一に、セーフガードの対象とする「国内産業」の定義があいまいなため、セーフガードが国内産業保護のために濫用されるおそれがある。第二に、サービス貿易のデータは把握が難しく、どのような場合に

(61) TN/CTD/W/3/Rev.2, Committee on Trade and Development-Special Session-Special and Differential Treatment Provisions-Joint Communication from the African Group in the WTO-Revision, 17 Jul. 2002, para.79.

(62) J. E. Stiglitz and A. Charlton, *The Development Round of Trade Negotiations in the Aftermath of Cancun*. London: Commonwealth Secretariat, 2004, pp.23-24.

(63) *op.cit.* (40), para.58.

(64) Winters, *op.cit.* (52), p.160.

(65) G. C. Hufbauer and J. J. Schott, "The Doha Round after Hong Kong," *Policy Briefs in International Economics*, No.PB06-2, Feb 2006, p.5. <<http://www.iie.com/publications/pb/pb06-2.pdf>>

(66) B. Hoekman, *Services Economic Development and the Doha Round: Exploiting the Comparative Advantage of the WTO*, CEPR Discussion Paper No.5628, Apr. 2006, pp.15-16.

(67) S. Mildner and W. Werner, "Progress or Stagnation? Services Negotiations in the WTO Doha Development Round," *Intereconomics*, Vol.40, No.3 (May/June 2005), p.165.

(68) S/WPGR/M/56, Report of the Meeting of 21 Jun. 2006, para.4.

損害があるとするのか不明確である⁽⁶⁹⁾。このほか、緊急セーフガードよりも、競争政策など他の方法が適しているとの指摘⁽⁷⁰⁾もあり、議論の余地が大きい。

(2) 補助金

政府によるサービス産業への補助金には、最恵国待遇などの GATS の基本原則が適用される。しかし、それだけではサービス貿易をゆがめる可能性を払拭できないため、補助金に関するルールを交渉することになっている (GATS 第15条)。モノの貿易では、補助金及び相殺措置に関する協定があるが、サービス貿易はモノの貿易とは異なるため、同列に論じることは困難である。サービス貿易で議論の対象となっているのは、補助金の定義や、教育や健康など公的資金が用いられているサービス分野と GATS 第1条で除外されている政府サービスとの区別、などである。また、映像など文化目的で補助金が交付されるサービス分野もあるため、サービス分野ごとに議論する必要があることや、大部分の国が補助金に関する情報を交換していないこと、なども問題である⁽⁷¹⁾。しかし、議論はあまり進んでいない。

(3) 政府調達

政府調達には、最恵国待遇、市場アクセス、内国民待遇などの GATS の基本原則は適用されない。しかし、政府調達に関するルールも交渉されることになっている (GATS 第13条)。1996年に発効した WTO 政府調達協定は、モノ・サービスの両方を対象としているが、締約国は

先進国を中心とする13カ国 (EU を1カ国とする) のみである。ドーハ・ラウンドでは、サービス貿易交渉とは別に、政府調達の透明性に関する交渉も行われている。政府調達について、モノ・サービス全体を対象とする総合的な規律がふさわしいのか、サービスについては特別な議論が必要なのか、などにつき合意が得られていないため、複数の場で議論されている⁽⁷²⁾。EU は、2006年に、政府調達に関する GATS 附属書案⁽⁷³⁾を提出し、これをたたき台として議論が行われている。

4 紛争解決機能に関連する問題

サービス貿易紛争に係る WTO の紛争解決手続は、WTO におけるサービス貿易の自由化を消極的にする可能性をはらんでいる。GATS の規制範囲を幅広く解釈し、国内規制に対する各国政府の裁量権を制限する傾向があるためである。サービス分野の紛争が WTO の場で争われた主な事例としては、米国・メキシコ間の電気通信紛争、アンティグア・バーブーダ⁽⁷⁴⁾と米国のオンライン賭博紛争がある。

米国・メキシコ電気通信紛争は、メキシコが、市場アクセスや内国民待遇を制限する国内規制を維持するなど、GATS の電気通信分野に関するメキシコの約束に違反しているとして、米国が WTO の紛争解決手続を要請した事例である。WTO 紛争処理手続小委員会は、米国の主張を認め、メキシコは国内規制の改正に合意した⁽⁷⁵⁾。この WTO 小委員会の判断に対しては、メキシコの意図を無視して GATS に関するメキシコの約束を解釈したもので、GATS によ

(69) S/WPGR/M/55, Report of the Meeting of 10 Apr. 2006, para.7.

(70) Jara and Dominguez, *op.cit.* (39), p.126.

(71) S/WPGR/M/54, Report of the Meeting of 10 Feb. 2006, paras.17-34.

(72) Mildner and Werner, *op.cit.* (67), p.164.

(73) S/WPGR/W/54, Communication from the European Communities, Government Procurement in Services, 20 Jun. 2006.

(74) 観光業を主な産業とする、西インド諸島東部の国。

るサービス貿易自由化が、各国の裁量を制限する可能性がある」と危惧する意見がある⁽⁷⁶⁾。

オンライン賭博紛争は、米国の賭博規制が外国からの賭博サービス提供を制限しており、GATS 条項及び GATS に関する米国の約束に違反しているとして、アンティグア・バーブーダが、WTO の紛争解決手続を要請した事例である⁽⁷⁷⁾。WTO 小委員会、上級委員会は共に、米国の賭博規制は GATS に違反していると判断したが、米国は、現行の国内規制は WTO の規律に適合していると主張している。この事例についても、市場アクセス規制をより狭く解釈し、各国の規制が、市場アクセス規制と判断される場合を少なくする必要性が指摘されている⁽⁷⁸⁾。

おわりに

WTO におけるサービス貿易の自由化は、厳しい参入規制を有する国々の規制改革を促し、我が国のサービス貿易輸出を拡大させる追い風になる可能性がある。従来の貿易自由化交渉では、モノの貿易自由化交渉が優先される傾向が

あったが、貿易自由化交渉から最大限の効果を
得るためには、農産品・非農産品など他分野と
サービス分野を総合的にみて、何が最も国民の
利益になるのかという観点から交渉することが
重要である。

サービス貿易自由化交渉における我が国の役割としては、透明性の向上やルール策定の議論への寄与だけでなく、開発途上国に対する支援や「人の移動」に関する議論への貢献が考えられる。開発途上国に対する支援については、既に提案されているように、開発途上国のサービス産業の強みや強化策の分析、改革への支援の枠組みづくりに、我が国は積極的に関与していくことが可能である。「人の移動」については、国内的には、専門的・技術的分野の労働者の受け入れを促進していく方向で進んでおり、受け入れ体制の整備が急務となっている。多国間交渉の場では、フィリピンやタイからの労働者受け入れを踏まえ、他の先進国と共に労働者受け入れの方途を探っていくことになろう。また、商業拠点の設置や各分野のサービス貿易を自由化するメリットを明らかにしていくことで、望ましい交渉結果を引き出すことが期待されている。

(たかざわ みゆき 経済産業課)

⁽⁷⁵⁾ WT/DS204 Mexico-Measures Affecting Telecommunications Services.

<http://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds204_e.htm>

⁽⁷⁶⁾ 小寺彰「電気通信サービスに関する GATS の構造－米国・メキシコ電気通信紛争・WTO 小委員会報告のインパクトと問題点－」RIETI Discussion Paper Series 05-J-001, 2005, pp.20-21.

⁽⁷⁷⁾ WT/DS285 United States-Measures Affecting the Cross-Border Supply of Gambling and Betting Services. <http://www.wto.org/English/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds285_e.htm>

⁽⁷⁸⁾ J. Pauwlyn, "Rien ne Va Plus? Distinguishing Domestic Regulation from Market Access in GATT and GATS," *World Trade Review*, Vol.4, No.2 (Jul. 2005), pp.169-170.